

技術士制度改革について

宮元 均¹

MIYAMOTO, Hitoshi*

1. はじめに

技術士法が制定されて60年が経過し、技術士制度に関連する課題が散見されるようになってきている。日本技術士会では、これに対応するため2015年5月に「技術士制度検討委員会」（以下「本委員会」）を設置し、技術士制度に関する様々な論点の内、①更新制度の導入②技術士補の在り方③国際通用性の確保④資格の活用の4項目に重点を置いて検討を進めてきた。2019年5月に、『技術士制度改革について（提言）「最終報告」』（以下「本報告」）を取りまとめた。ここでは更新制度の導入に絞って報告する。

2. 国際通用性の確保

ここでは、国際通用性検討の過程で得られた各国の技術者比較について記す。

【表1】各国の技術者資格の比較

項目 \ 国	日本	米国	英国	オーストラリア	シンガポール	韓国
資格名称	技術士	PE	CE	CPE	PE	技術士
登録者総数(人)	90 000	約82万	176 000	21 000	14 000	47 000
更新期間	無し	1~3年	1年	1年	1年	3年
CPD(時間/年)	無し	概ね15 PDH	記録のみ	150(3年で)	40	90(3年で)
協会への加入	日本技術士会	NSPE	IPE	EA	IES	韓国技術士会
同上義務	任意	任意	資格要件	資格要件	任意	事務所開設の場合必須

表1から、我が国を除くほぼすべての主要国で既に更新制度が盛り込まれていることが分かった。また多くの国では資格を所管する協会への加入が義務付けられている事が多く、必要とするCPDは15~40時間、更新期間は1~3年としていることも判明し、以降の検討において参考とした。

3. 更新制度の導入

1) 更新制度導入の必要性

現行の技術士制度においては、第二次試験合格時点での判定・確認のみであり、技術士が現時点で必要とされる資質・能力を有するかどうかを確認する仕組みがない。適切な対応がとられなければ、社会における技術士資格の信用・信頼を損なうことが懸念される。特に近年、公共工事に関する技術者登録申請において必要とされる資格にCPDの取得と共に更新制度のある事が一定の条件とされつつあること、前述の国際通用性確保の観点からも対応が急務である。このため、正確な技術士登録状況の把握とともに資質向上の責務の確認の2点をクリアできる更新制度の導入が不可欠である。

2) 更新制度の対象

更新制度導入に当たって、資格を応札条件的に業務で活用している技術士とそうでない技術士に同一の制

*株式会社奥村組,

OKUMURAGUMI COOPERATION

技術士制度改革、更新制度、CPD

度を適用するか、あるいは両者を区別した制度とするかについて議論を重ねたが、技術士を区分すべきではないという意見が圧倒的であり、全員一律に更新を実施する方式を選定した。

3) 更新に伴う CPD の考え方

資質向上の責務遂行状況を確認する手段としては、CPD の時間数を評価することとした。ポイントは、技術士全員の CPD 取得に対する機会が均等であること、設定する時間が技術士の自己研鑽として相応しいかである。その結果海外勤務や国内で受講機会に恵まれない技術士であっても自己学習や e ラーニングなどの積み重ねで修得でき、国際的にも通用すると考えられる時間数として 20 時間/年の実施を必須とする案を採用した。更新期間を 5 年としたことから、実際には 100 時間/5 年となる。APEC エンジニアの登録更新や公共事業関連業務に従事するなど業務上所定の時間数が必要な技術士に対しては、50 時間/年を推奨することとした。なお、複数部門保有者については、部門ごとに CPD を求める必要はないとした。

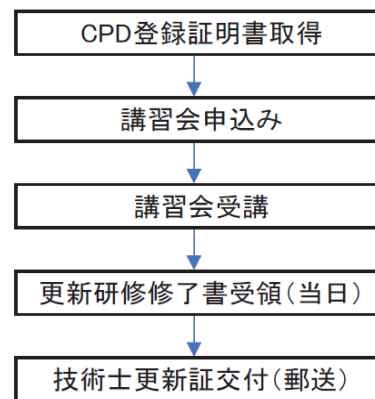
4) 更新制度案の概要

これまでの検討において設定した基本事項を表 2 に示す。また、手続きのフローを図 1 に示す。

【表 2】更新制度の概要

項目	内容	細目	内容	
更新対象	選定	対象者	技術士登録者全員	
登録更新	サイクル	期間	5年に1回	
		更新内容	手続き	5年に一回、更新研修修了証を発給
		名簿	更新名簿作成	
		費用	5,000円※	
更新講習	講習会	時間	半日	
		内容	倫理、技術士制度、科学技術の動向	
		費用	10,000円※	
		研修会場	統括本部及び各地域本部にて開催	
		未更新者	技術士（更新）の名称使用不可	
CPD登録	内容	時間	年20時間	

※参考値



【図 1】更新講習フロー

主要項目について、本報告で提案した内容を以下に示す。

①初回更新年

更新制度導入に係る技術士法の改正（以下「法改正」）告示以前に技術士登録を行っている者は、施行年から 5 年間のうちの指定された年に初回の更新を行う。制度施行後に初めて技術士登録を行った者は、登録の 5 年後に初回更新を行う。

②更新年の考え方

更新は 5 年毎に行うことから、全ての技術士登録者について、最初に技術士登録を行った西暦年の下 1 桁の数値を基準として 5 グループに区分し、グループ単位で更新をサイクル化する。このことにより、グループの西暦下 1 桁の数値の該当する西暦年が更新年となり、更新年忘れの防止が期待される。複数部門の保持者については、最初の登録年がグループ分けの対象となる。

③更新した技術士と更新しない技術士の区分

更新研修を修了し「技術士更新証」を保有する者は、「(仮称) 技術士 (更新)」を名乗ることができるが、更新研修未修了者はそれを名乗れないとすることを検討中である。

4. おわりに

今回の報告では、更新制度導入にあたって決めておかなければならない事項に関して概略の検討を行ったが、今後も委員会で継続して検討を行い、文部科学省をはじめとする関係省庁などに提言していくこととしている。